

第6期 福岡市男女共同参画審議会  
DV防止・政策方針への参画促進部会（第4回） 議事録

1. 開催日時 平成28年7月7日（木）14：15～15：20
2. 場 所 福岡市役所 1503会議室（15階）
3. 出席者 （出席委員 4名）  
相原委員、雁瀬委員、錦谷委員、星乃委員  
（欠席委員 2名）  
竹島委員、原委員  
（福岡市 2名）  
市民局男女共同参画課長、こども未来局こども家庭課長
4. 傍聴人 なし
5. 議 題 （1）重点評価項目の審議・評価
6. 議事概要 （○…委員 △…事務局）

**【議題1 重点評価項目の審議・評価】**

① 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」について

○ 福岡市のDV相談件数が増えているが、相談員は増員しているのか。対応が疎かになっていないだろうか。

△ 福岡市のDV相談のうち、区への相談件数が伸びている。現在相談員は全区で23名いる。そのうち2名は複数の区を巡回しており、各区に3～4名を配置している。

○ 一人当たり年間約200件対応している状況か。

- △ 区への相談件数は4,035件なので、一人当たり175件程度である。
  
- 27年度のDV相談件数は26年度に比べて大幅に増加している。実態として、どのような相談者が多いのか。
  
- △ 実感としては、配偶者や内縁の夫から暴力を受けた女性からの相談が多い。年代は30代～50代からの相談が多いが、幅広い年齢層から相談を受けている。
  
- DV相談の内容を分析した資料があるとよい。実際の被害状況と対策が結びつかず、実情の整理が必要である。
  
- デートDVの当事者はどのような所に相談しているのか。
  
- △ まず、DV相談件数について補足すると、相談の実人員は横ばいで、延べ件数が増加している。被害者と相談員が継続してつながることができていると考えられる。次に、若い人からのデートDVの相談についてだが、区への相談は少ない。一方、配偶者暴力相談支援センターの電話相談では、匿名なので正確な年齢は分からないが、内容からすると若い人からのデートDVの相談もあり、27年度のDV相談389件のうち、交際相手からの暴力の相談は35件である。
  
- 行政機関ではなく、警察に相談に行く人も多いと思われる。
  
- 加害者となり得る層への広報はどうだろうか。現在は、ストーカーや性暴力など、暴力の概念が拡大している。
  
- 加害者への働きかけは怎么样了のか。
  
- △ 行政としては被害者への支援が中心であるため、加害者への働きかけは行っていない。
  
- 男性への働きかけはどうか。

- 講演会などは、啓発したい方々に来てもらっているのか。
  
- △ DV防止講師派遣事業を実施しており、地域の団体等から申込みがあった場合、公民館や区役所に講師を派遣して講演会を行っている。27年度は、民生委員・児童委員や校区の社会福祉協議会、人権尊重推進協議会、公民館のサークルなどで実施しており、例えば社会福祉協議会などは、男性の参加者も多い。
  
- 平成27年に、ベルギーのシェルターを訪れた際、被害者と加害者の2人で受けるカウンセリングの話を聞いた。被害者への支援だけで問題は解決するのだろうか。
  
- △ 現在、国が民間の加害者更生プログラムをヒアリングし、研究を行っている。
  
- デートDV防止教育講演会での反応はどうか。
  
- △ 講演会前と後でアンケートを実施しており、例えば「大声で怒鳴る行為は暴力にあたるか」という質問に対し、「暴力にあたると思う」と回答した生徒は、講演会前は60%程度だったのが、講演会後には90%に伸びている。また、自由記述の項目にも、「交際相手ができたら今日の話を出していい関係を築きたい」など、前向きな意見が寄せられている。
  
- モラルハラスメント等、相手を見下すことからDVに発展する。27年度はデートDV防止教育講演会を開催した中学校は1校だったが、さらに広めていただきたい。
  
- 中学校で実施した講演会の内容は、高校のものと違うのか。
  
- △ 中学生向けの言葉でご講演いただいた。性的な言葉は使用してほしくないという学校側からの要望があったが、なんとか理解をしていただいて実現することができた。
  
- DV予防教育に性的な言葉が出てくるのは当然だが、そのことに対して学校側に抵抗感があるとなると、中学校での講演会のセッティングは難しい。

- △ 昨年度は教師向けの講演会を開催した。今年度は一般市民向けの講演会だが、デートDVをテーマにし、教師が出席しやすいよう夏休みの時期に開催する。教師の意識改革から進めていきたい。
- DV家庭で逃げ場のない子どもたちもいるだろうから、中学校からの教育はやはり必要である。
- 「交際」ではなく「家庭内でのお父さんの暴力」という視点で話をしてもよいかもしれない。
- △ 学校側には人権教育の一環として講演会を実施させてもらえるようお願いしているが、定められた授業時間数が多く、なかなか難しい。
- 今年度から道徳教育を拡大するという話を聞いたので、検討していただきたい。
- DVの未然防止につながるので、ぜひ尽力していただきたい。
- 警察との連携はどのように行っているのか。
- △ 相談者が警察に行った場合、警察では、被害届の案内など警察でできることを説明し、行政での支援が必要な場合、区につないでいただいている。相談者が区に来られ、警察での対応が必要な場合は、同行支援等を行い警察につないでいる。警察との連携は、日頃から緊密に行っている。
- 警察との連絡会議も定期的に行われていると聞いている。
- △ 市主催のものや県主催のものなど、年に数回、連絡会議を実施している。
- 今年4月の熊本地震発生により、避難所になった熊本市男女共同参画センターはあもにいに先日視察に行った。災害支援においては避難者の名簿を提出しなければいけない場面があり、DV被害者の秘密が守られているのか、十分な配慮がなされているのか

問題だと感じた。災害時の対策も考えていくべきである。

- 今後の災害対策計画には、DV被害者への配慮についてぜひ記載していただきたい。  
避難所でのDV被害防止については啓発が必要である。熊本市男女共同参画センターはあもにいでは、啓発のためのパンフレットをいち早く配布するなど、東日本大震災の教訓が生かされていたと聞いた。
- △ 男女共同参画推進センターアミカスと男女共同参画課の職員も、熊本市男女共同参画センターはあもにいに行き、話を伺ってきた。災害時の混乱した状況においても、DV被害者への配慮の重要性を感じた。
- 「支援をしてもらっている」という思いから、被害を訴えられない状況が避難所にはあると思う。声を上げやすい体制をつくらなければならない。
- 東日本大震災では、生理用品やおむつに性暴力被害対応に関するカードを挟んで配布している等の工夫をしていたとのことである。

## ② 「市の政策・方針決定過程への女性の参画促進」について

- 市の各審議会の委員の数は決まっているのか。
- △ 審議会によって定数がある。たとえば、男女共同参画審議会は定数 20 名で、委員数は 18 名なので、少し幅があったりはする。
- 審議会等への女性の参画率の数値が上昇しているのは、統計の取り方を実質的な取り方に変えたからか。
- △ 休止中の審議会等について、精査をし直したということもある。また、所管課との事前協議をもれなく実施することで、少しずつではあるが成果が出てきていると思う。
- 以前は女性委員がゼロという審議会があったが、今はどうか。

△ 精査中だが、行政委員会は、まだ女性委員がゼロのところがある。それ以外の附属機関については、女性委員がゼロのところは無くなる見込みである。

○ 宛て職だとなかなか難しい部分もあるのか。

△ 定数の範囲内で人数を増やしたり、宛て職を会長から副会長に変えたり、といった方を所管課に提案している。行政委員会については、なかなか難しい部分もある。

○ 市役所の係長級以上の役付職員に占める女性の割合は、平成 27 年度は 16.7%であった。平成 28 年度はどのくらいになりそうか。

△ 精査中だが、数値は伸びているようである。

○ 研修などをして、昇任に相応しい人が増えてきているということか。

△ 採用や昇任については、平等な取扱い、成績主義の原則が前提であるが、女性の採用数、全体に占める割合も増えていること、また、女性職員のチャレンジ支援への取組や、各所属の職員に対しても様々な研修の内容にワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進を取り入れているので、職員全体の意識が変わってきていることもあると思う。

○ 長時間労働が全体的に減ったというデータはあるのか。

△ 時間外勤務の経年の数値は手元に資料がないが、年次有給休暇の平均取得日数については、横ばいという状況である。

○ 男性の育児休業取得率はどうか。

△ 市の男性職員の育児休業取得率は、平成 26 年度が 4.2%、平成 25 年度が 2.3%である。人数で言うと、平成 25 年度は 9 人だったが、平成 26 年度は 16 人となっている。

○ 育児休業の取得状況は、日数的にはどうなっているのか。

△ それぞれが何日ずつ取得したのかは、手元に資料がない。

出産・育児支援休暇は、7日間まで取得できるものだが、市の男性職員の取得率は平成26年度で91.5%となっている。

○ 7日間までというのは、いつからいつまで取得できるという決まりがあるのか。

△ 出産・育児支援休暇の取得期間は、第1子の場合が、『配偶者が出産するために病院に入院する等の日から出産の日後8週間目に当たる日まで』、第2子以降の場合が、『配偶者の出産予定日前8週間目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日まで』となっている。

○ 出産時に上の子をどうするかという問題があるから、よい配慮だと思う。

○ 指標としてはよいと思う。

○ 上司等が、部下が休暇を取得することに抵抗が無くなってくればよいと思う。また、子育て中は、職場が長時間労働であると、どうしても責任ある立場に就きにくいということがある。ワーク・ライフ・バランスの実現には長時間労働の解消が必須なので、できれば時間外勤務の統計を取り始めてほしい。

○ 勤怠管理で把握していないのか。長時間労働が減ってきたということは、目に見える形にした方がよいと思う。

△ 時間外勤務はシステムで管理している。どのような数値が提示できるかは、労務管理の部署に確認する。

○ 一定以上になると残業代がつかないから、時間外勤務を申請しないということはあるのか。

△ 監督者が命令をして、時間外勤務に従事した場合は必ず申請して手当が支給されるようになっている。

- 介護休暇については市の状況はどうなっているのか。ジェンダーバイアスがあって介護を理由に辞めやすいのは女性ということもあると思う。
  
- △ 詳しい資料が手元にないので、次回説明させていただく。
  
- 周囲には介護を理由に離職する人も多い。
  
- 介護は先が見えないから終わりが無い。市の介護休暇の取得状況について聞きたい。